

告 示

埼玉県告示第千二百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）越谷駅東口地区第一種市街地再開発事業施設

埼玉県越谷市弥生町六百六十八番地一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

東武鉄道株式会社 取締役社長 根津嘉澄

東京都墨田区押上一丁目一番二号

森田朝治

埼玉県越谷市弥生町十三番五号

小幡美喜子

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目九番一号

濱野順之助

東京都千代田区永田町二丁目九番八―五百一号

澁谷輝子

埼玉県越谷市東越谷二丁目四番地五

呉仁皓

埼玉県越谷市赤山町一丁目百三十三番地一

高藤百合子

埼玉県越谷市弥生町十二番二十六号

高藤弥

埼玉県越谷市弥生町十二番二十六号

小野寺茂夫

埼玉県越谷市中町十番三号

都築アイ

東京都世田谷区南烏山二丁目七番十一―二百一号

都築康子

東京都世田谷区南烏山二丁目七番十一―二百一
号
都築邦子

東京都世田谷区南烏山二丁目七番十一―二百一
号

公共シー・オール・イー株式会社 代表取締役 山下修平

東京都中央区京橋二丁目四番十二号

有限会社花田や製菓 代表取締役 藤田路子

埼玉県越谷市弥生町九番三十三号

荻野登喜子

埼玉県越谷市赤山町三丁目七十三番地一

荻野一郎

埼玉県越谷市赤山町三丁目七十三番地一

鈴木健治

埼玉県越谷市東越谷六丁目二百八番地

鈴木良之

埼玉県越谷市東越谷六丁目二百八番地

関口元正

神奈川県横浜市金沢区富岡東三丁目八番二十号

大野光政

埼玉県越谷市宮本町一丁目一番地

小澤昇治

埼玉県越谷市弥生町九番七号

黒田浩

埼玉県越谷市弥生町九番六号

鄭恭進

埼玉県越谷市弥生町九番十号

高野富美

埼玉県越谷市赤山町一丁目四番地

株式会社サンミ 代表取締役 桐明治幸

東京都江戸川区西小岩一丁目二十七番二十二号

海野ビル株式会社 代表取締役 会田圭

東京都中央区銀座六丁目六番一号

株式会社丸愛 代表取締役 丹下浩延

東京都足立区千住中居町九番二号

井坂亜規子

埼玉県越谷市弥生町九番二十号

浜野産業株式会社 代表取締役 浜野順之助

東京都千代田区永田町二丁目九番八号

セコムホームライフ株式会社 代表取締役 伊東孝之

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目十九番十二号

株式会社丸愛 代表取締役 丹下浩延

東京都足立区千住中居町九番二号

越谷駅東口市街地再開発組合 理事長 高藤弥

埼玉県越谷市弥生町十一番五号

福井隆夫

東京都港区白金一丁目十七番一号―二千二百八号

福井明子

東京都港区白金一丁目十七番一号―二千二百八号

大野善典

東京都足立区保木間五丁目三十七番十六号

大野恭子

東京都足立区保木間五丁目三十七番十六号

横田信子

埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目二番四十一号

横田典男

埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目二番四十一号

横川良子

埼玉県越谷市蒲生寿町二番十号ヴィルヌーヴ南越谷A―六百十七

山崎廣子

埼玉県越谷市弥生町七番二十一号

田園住宅サービス株式会社 代表取締役 小川幸治

埼玉県越谷市越ヶ谷二丁目一番一号

有限会社よこた 代表取締役 横田信子

埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目二番四十一号

越谷市長 高橋努

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年七月一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

七千九百四十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五六五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一九一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四九立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前〇時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前〇時から翌午前〇時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年十月十三日

二 縦覧期間

平成二十三年十月二十五日から平成二十四年二月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十月二十五日から平成二十四年二月二十七日まで
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課